

財務省告示第二十四号  
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）  
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定  
 により平成十九年十二月十七日に買入消却した国  
 債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年一月二十五日

財務大臣

額賀 福志郎

（別表）

合	"	"	利付国債 （五庫）	国債の名
			第二十三回	記号
計	第二十四回	"	第二十三回	記号
九百三十億円	二十億円	九百億円	十億円	総額面金額の
	九九 銭十九 厘七厘 円九十	九九 銭十九 厘八厘 円九十	九九 銭十九 厘七厘 円九十	額面金額の 買入 格たり金額 の買入